

きだした。……今や世界史の昔ながらの歩みが再び頭をもたげ始めたのである。今世界を通じて將軍たちが返り咲いている<sup>(15)</sup>。これは軍産複合体制のことであり、アメリカでのその象徴がいわゆるペンタゴンつまりアメリカ国防総省に外ならない。それは、「世界最大の事務所建築であり、合衆国の国会議事堂などは、ペンタゴンの五つの部分の一つにばかりとはいつてしまう<sup>(16)</sup>」規模を有し、そこには「アメリカの暴力手段の組織された頭脳<sup>(17)</sup>」が集積されている。ここでミルズは、軍産複合体制におけるエリート軍人パワーを批判し、文民統制の形骸化、空文化を嘆いている。文民統制の根柢については、アンソニー・ギデンズも触れている。彼は「産業化を達成した自由民主制の欧米社会は、総じて軍部支配を免れてきた。なぜそのようなか。かりに軍部が他の文民集団に比べてはるかに厳しく組織化され、強力な武器の大半を独占しているなら、なぜすべての社会が軍部に支配されないのか<sup>(18)</sup>」と問い、三つ答えを出している。一つは、社会の産業化の向上と行政機構の複雑化に伴い、「多数の文民の専門家によって軍人たちを増援する必要性<sup>(19)</sup>」、二つ目には軍隊は支配の正当性——道義的に容認された権利——を欠いている。力による統治

は「一時的なものでしかない<sup>(20)</sup>」ということ。第三は、対内的秩序の維持と対外的防衛との二つはもともと軍隊の仕事であったのが、一九世紀初頭から中頃にかけて対内的秩序は次第に主に警察力にまかせられるようになり、軍隊は対外防衛を専らとすることになった。そうなつてくると「軍部による権力奪取の可能性は少なくなるのである<sup>(21)</sup>」と云う。しかしミルズのにせよギデンズのにせよ、それらの答えは、これまでの行論の中でもしばしば示唆し、これから展開しもある、近代特有の国家と市民社会の二重構造、両者の対立と依存との弁証法的関係、それを踏まえた、国家への市民社会の一定の必然的滲透現象である<sup>(22)</sup>と考える。それは近代における市民社会の発展ぬきにはとうてい成立し得ないものである。

〔註について。註は、第三項 国家と民主主義 が終った後につける予定。〕

イツはこれをまた、戦争はそれ自身の文法はもつが、それ自身の論理は持たないとも云っている。文法を持つとは、他から邪魔されずに職業軍人連が十全にその専門技術を展開することであり、論理を持たないとは、軍人は戦争目的の判断には一切かかわることなく、それについては常に文民政治家の指導に従属しなければならぬ。すなわち政治は軍事に優先するということである。確かに、国

家政府の上からの任命により任官する軍人官僚にくらべると、政治家は議会人として選挙の洗礼、つまり市民社会の下からの媒介によつてその職に就く。政治家にはこのように市民社会的側面と国家的側面の二重性があり、従つて客観的文民統制にも、市民社会による軍部コントロールの面はある。だがしかし、クラウゼウィツの云う戦争の独立性と従属性との二重性、ハンチントンの云う軍部の独自化に伴う軍事プロフェシヨナリズムの確立による軍事的安全保障の極大化と政治的中立による軍部権力の極小化との、客観的文民統制におけるいわばこの矛盾は、危い綱渡りではないだろうか。論より証拠。一応形の上では政治家による文民統制が保たれているかに見えるその下で、巨大な軍事力とくに強大な核武装が着々と進められている現実を見よ。またその指揮する政治家本人がたとえ民間出身であつても、いわゆるネオ・コンのイデオロギーないし狂信的ファッショ的イデオロギーの持主であつた場合のことを考えよ。軍の弱体化などというお題目は事実上吹き飛んでしまつてはないか。大体、国家の軍隊、国家・政府・軍の三位一体の中の不可分の一環としての軍隊、この最も政治的、国家的な存在たる軍隊が、軍人の文民政治家への従属という客観的文民統制というヴェール、煙幕に

よつて、あたかも軍隊が政治的中立性を獲得し、まして無政治的存在と化すかのように論ずるのは欺瞞的ではないだろうか。我々は客観的文民統制の客観という言葉に惑わされてはならないであろう。それは市民社会的文民統制を主観的と貶下するのと対照的に国家的文民統制を客観的と高く評価しようとするものにすぎない。

最後に、それでもこの文民統制は、何故近代国家においてのみ可能となりそれなりに実現したのであるか。その理由、その根拠をハンチントンは問うていない。しかしC. W. ミルズは問うている。「われわれの政治理論は、暴力を最小限度に局限し、文官支配によつて効果的に暴力を抑制する諸制度を前提として想定し、わが国の憲法はこれを具体化している。西欧近代の永い平和時代には、歴史は、將軍や匪賊によつて動かされるものではなく、むしろ、政治家や財界人や法曹家たちによるものとされた。だがいったいどうしてこのような平和が到来したのか？暴力をもつた人物よりも文官が優勢になつたのはどうしてであろうか」と。これに対するミルズの答えはこうだ。その秘密は近代国家の常備軍制度の中にある。すなわちそれは第一に、將校と一般兵士との間に絶対的な区別があり、將校が民間人、市民社会の支配層またはそれらとの利害関係ある人々から募集されたこと、第二に、そこでは暴力人 *Man of Violence* さえも欲しがるある種の満足、つまりその地位の保障や名誉、榮光、名声の授与であり、これらを代価に軍人達は政治的權力を放棄したことであると云う。しかし、更にそのミルズによると、「二十世紀になると、世界の工業化の進んだ諸国家では、この文官の優位という偉大ではあるが束の間で不確かな事実の足元がぐらつ

どという、いささか舌足らずの誤解を招きかねない言葉で現わしたものである。だが、軍部の権力を「最小」にするというその方法は、主観的文民統制と客観的文民統制とは、ハンチントンにおいてまるで違っている。

主観的文民統制は、ジョン・ロック流のリベラリズム、個人主義的価値観に立脚し、平和主義的志向を有する。反軍的イデオロギーが強く、一般に権力は悪なりと考える。それは、市民社会からの文民統制と国家的軍事的安全保障との対立・抗争を見すえた上で、文民権力の極大化、軍人の文民化をはかろうとする。従って、軍独自の活動分野、その客観的領域は、常に文民からの圧力の前に否定ないし極めて曖昧にされてしまい、市民社会のいわば主観が優先する、と云う。政策的にそれは、「あらゆる暴力組織の実質上の排除」としての「根絶的政策、policy of extinction および「軍に特有の性格を喪失するまでに自由主義的な線に沿って、軍事機構を改造する」変形の政策 transformation の二つとなり、「アメリカの『根絶的政策』は、陸海空軍の保有を禁止、国策の手段としては戦争に訴えることを放棄する日本国憲法の中に最も極端な形で具体化された」と書いている。そして軍隊の在り方としては、絶対主義国家に淵源し将校と一般兵士との間の厳格な差別と分裂を含むところの貴族主義的な常備軍、また諸国家機関の中でも最も典型的に官僚主義的な常備軍、とは全く異なる民兵 citizen militia 組織が基本となる。それは民主主義的な軍隊であり、国家の防衛は、少数の人間ではなく、すべての国民の責任となる、と云う。しかしハンチントンによれば、このような主観的文民統制は「市民的価値に対する過度の適

応」の産物であって、理論的には非体系的にして未熟な代物でしかない。アメリカにおいても、独立革命から二十世紀前半までは「自由主義はいつでもアメリカにおける支配的なイデオロギーであった」が、もはや時代おくれで不適當だと酷評する。

これに対して、ハンチントンは客観的文民統制を大いに推賞する。主観的文民統制が、その発端を市民に置き、市民社会の立場から軍のコントロール、軍の弱体化をはかろうとするのとは反対に、客観的文民統制はその発端を軍と国家の側に置き、あくまで国家内部での文民統制を考える。それは一言で云えば、国家エリートたる文民政治家が、国家エリートたる軍人官僚をコントロールすることである。ハンチントンは云う。「その本質は、政治上の責任と軍事上の責任を明確に区別すること、また後者の前者に対する制度上の従属である」と。堅固に客観的に確立された職業軍人制度、常備軍制度を大前提に、同じ軍人が軍事と政治との双方にかかわることを排し、軍を文民政治家の指揮下に置くことにより、軍部の暴走を喰い止めようというのである。これがハンチントンの云う、軍の中立化ないし非政治化であり、それで軍部の「権力の縮小」を達成出来るとする。この客観的文民統制の最初にして最大の理論家としてハンチントンは、例のクラウゼウィッツを推す。ハンチントンによればクラウゼウィッツは、戦争の二重性、その独立の科学性と従属の科学性とを指摘した。つまり、戦争の本質は暴力であり限界を持たないというのはその独立性である。にもかかわらず、実際には戦争は決して孤立した限界のない現象ではなく、それは社会の目的、政治の目的に常に従わねばならないと、その従属性を説いた。クラウゼウ

アスのアプローチに比して一段も二段も強く、たとえその純粹型は稀だとしても、国家暴力の正当性を主張することになる。すなわち十分に支持、心服されるに足る暴力支配たれということである。かくて市民社会的正当性と国家的暴力性との合体、相補物が正当な暴力の独占体という国家概念となる。

だが、ウェーバーのいう正当とは、信仰的支持を意味する極めて主観性の強い意味内容を有していた。従って、国家の客観的定義として、正当な暴力の独占体と云った瞬間に、この国家概念はその客観性、その一般性を喪失する。同一の国家、国家暴力をすべての人間が信仰的に支持し心服することなど、まず有り得ないからである。それは存在するとしても一部の人間においてのみ存在する。別の観点からではあるがソーンヒルは、「ウェーバーの政治理論はそれ自体の内在的基準によって挫折している、と云うことが出来る」と結論づけている。<sup>(16)</sup>人はいつまでウェーバー的な正当な暴力としての国家という幻想の中にまどろんでいけばいいのであろうか。

文民統制—サミュエル・ハンチントン— 先に、自由主義に敵対し、保守的なアメリカ軍部に強く肩入れするハンチントンの『軍人と国家』を見たが、この書の副題が、『市民と軍部との関係についての理論と政治 The Theory and Politics of Civil-Military Relations』とあるように、これは本来、文民統制 civilian control に関する著作なのだ。ここでは、彼の文民統制論を媒介にして、文民統制に関する我々の理解に何程か資することが出来ればと思うのである。

ハンチントンによれば、シベリアン・コントロール、文民統制と

いう概念は、「これまで決して満足に定義されてはいない」。彼自身は、これは恐らく「文民のグループと軍人のグループの相対的な権力と何らかの関係がある」<sup>(17)</sup>だろうと考える。そしてこう云うのだ。「シベリアン・コントロールは、軍人グループの権力が弱まる程度に依じて達成されると考えられる。したがって、シベリアン・コントロールを定義する場合の基本的な問題は「いかにして軍人の権力を極小にしようか」ということである」<sup>(18)</sup>と。人は驚ろかないであろうか。ウエスト・ポイントの中に理想としての軍の修道院を見、軍の中にアメリカの美德と善きものを見出したあのハンチントンが、一見まるで市民社会的自由主義にどこかで急転換したのかとまどろうほどではないか。しかしそうではないことはすぐ分る。ハンチントンは、文民統制には、主観的シベリアン・コントロール objective civilian control と客観的シベリアン・コントロール objective civilian control との二つがあるとす。後に見るように前者は市民社会バイアスのアプローチ、後者は国家バイアスのアプローチからのものであり、当然ハンチントンは後者に属する。ただし、注意すべきは、彼が「シベリアン・コントロールのいずれの方式にも共通したあるひとつの重要な要素は、軍部の権力をできるだけ小さくすることである」<sup>(19)</sup>と再度述べていることである。これは、ハンチントンの云う主観、客観いずれの立場を執ろうが、一般に近代国家は近代以前には無かった、近代特有の特殊近代国家的な形としての文民統制、すなわち、国家最大、最強の暴力機関たる軍隊の暴走、独走を市民社会からのコントロールによって未然に防ぐためという基本構造を、ハンチントンが、いかにして軍人の権力を極小にするかな

たものである。

マックス・ウェーバーには、その社会学にくらべて体系的な国家論は無いと云われている<sup>(98)</sup>。ちょうどマルクスの体系的な経済学批判としての『資本論』と国家論との関係と同じと見られるが、しかしそれは今は措く。ウェーバーの国家理論で見逃せないのは、その国家主義と反国家主義的個人主義、古典的な自由主義と強力な反自由主義とのさまざまな両義性 Ambivalenz, ambivalence 揺れである。

そこにはヨーロッパにおける後進国ドイツの中産階級、ブルジョアジーの学者としての彼の苦悩が反映されている。自由主義的たらんとして古典的自由主義に徹しえず、国家の側に身を寄せざるを得ない、ドイツ自由主義の複雑性をそれは象徴し体現している。一方において、政治、国家は経済から独立した存在として、中でも対外関係において己れの尊厳性を強く主張し、他方国家からのブルジョア的自由、特に経済の優位を確保しようとするといういわばジレンマ。国家バイアスのアプローチと市民社会バイアスのアプローチとの対立のはざまにあつて、国家、ナショナリズムの側に寄りながら、同時に、市民社会的自由にも十分な目くばりを怠るまいとする、木に竹を継ぐ如きむずかしい立場である。このウェーバーをクリト・ソーンヒルは「反自由主義的自由主義者」<sup>(99)</sup>、モムゼンは「絶望の自由主義者」と規定している。ウェーバーの、国家を正当な暴力の独占体とする定義も、この彼のジレンマ、両義性に由来し、そこに根因を持つと私は考える。なぜか。

結論的に云えば、国家バイアスのアプローチに主として発する国家の暴力性と市民社会バイアスのアプローチに主に発する国家の正

当性、この相対立し矛盾する二つのものを、一つの国家概念の中にそれこそ両義的に内包しようとしたものが、ウェーバーの云う国家の正当な暴力性というものではあるまいか。

国家バイアスのアプローチは、当然国家の主権的権力性、特にその暴力性を支持、肯定する。ウェーバーも然り。だが同時にそのウェーバーは、「あらゆる暴力の中に潜伏している悪魔的な力 (diabolische Macht)<sup>(100)</sup>」も知っていた。従つてこの悪魔的な暴力をなんらか正当化しようとするのは当然といえよう。政治家の現実的な責任倫理、その結果責任を説いたのはウェーバーであった。しかし同時に、「結果に対するこの責任を現実には、全心全霊をもつて共感し、責任倫理的に行動しつつ、ある一点において『余はこのほかのことをなしえない、余はここに立つ』というならば、それは測るべからざる感動を与えるものであります。……その限りにおいて、心情倫理と責任倫理とは、絶対的な対立ではなく、むしろ相互に補うものであり、これが一つになつてはじめて『政治への職業』 (Beruf zur Politik) をもつことのできる真正の人間を完成するのであります」と、責任倫理を心情倫理が補うべきことを述べている。心情倫理による、暴力性に依拠する責任倫理の正当化であると云えよう。このように暴力の正当化の要素は、国家バイアスのアプローチにも補足的には無いわけではない。しかし、暴力の正当性の要求は、主として、市民社会バイアスのアプローチに属すると思われる。なぜなら市民社会バイアスのアプローチといえども、国家を、従つてまた国家の暴力を己れの存在条件として認めざるを得ない。だがそれだから尚更、市民社会バイアスのアプローチは、国家バイ

ことは、国家以外のあらゆる団体や個人に対しては、国家がそれ自らの立場から許容する限度においてのみ、物的暴力を行使する権利を認める、すなわち、国家は暴力に対する『権利』の唯一の源泉とみなされている、ということであり<sup>91</sup>と。ここでウェーバーは、一定の領域内において暴力を独占する国家のいわゆる主権性の問題にも触れている。国家主権に就いては我々も後に詳しく考察しなければならぬが、今は、正当な暴力ということ、国家の暴力の正当性というウェーバーの把握が問題である。

ウェーバーにおいて、正当性、「その正当性の根拠 (Legitimitäts gründe)」とは何か。それは、「一つの支配の内部的な是認」に足る「内部的に正当な理由」、「つまり」支配される人間が、常に支配する人間から要求された権威に服従<sup>92</sup>するその理由である。ところでウェーバーがこう云っている箇所がある。「現実においては、恐怖と希望——魔術的な力や権力者の復讐に対する恐怖と、来世または今生の報酬に対する希望——とから発する極めて多くの動機と、これと並んで存在するあらゆる種類の利害関係が、これらの服従を条件づけていることは、見易い事理であります。これについてはすぐ納得がゆきます<sup>93</sup>」と。これは、国家権力による価値剝奪への恐怖と価値附与による希望とに加え、更に様々な利害関係からする、服従のありきたりな現実的・計算的な動機に外ならない。これに対してウェーバーの云う正当性とは、そのような外部的動機や理由ではなく、あくまで支配される者における内部的根拠に基づく内部的是認である。これについてウェーバーは三つの純粹型を挙げ、あまりにも有名なウェーバーにおける正当性の三原理、すなわ

ち、伝統的、カリスマ的、および合法的支配である。この三つの中でもウェーバーは、慣習に基づく伝統的支配や法律の力に依る合法的支配よりは、「指導者の純粹に個人的なカリスマに対する服従者の帰依に基づく支配<sup>94</sup>」としてのカリスマ的支配に注目し、「彼を信仰するからこそ彼に服従するのだ<sup>95</sup>」という点に、西欧近代独特の政治的指導者の力の根拠を求めている。ということは、ウェーバーにあって、正当な暴力とは、人々が「内心から」納得してその暴力を是認する、つまりそれに心服ないし信服する、ということになるであろう。以上には暴力支配への外部的強制的な服従と内部的納得的な服従との二つの服従がウェーバーによっても語られていると見ることが出来る。しかしここで我々は、内部的服従としての正当性について、ウェーバーが「これらの純粹な型は、もちろん現実において稀であります<sup>96</sup>」と断っている点に注目する。つまり、正当性の純粹型は現実的に稀だと云う、その稀な正当性なるものを、何故あえてウェーバーは提起したのか、或は提起しなければならなかったのか、という問題である。更に云えば、そもそも正当な暴力などは存在するのか、正当と暴力とは本来結びつかないのではないか、という疑問である。「この表現は、その言葉自体が一つの矛盾であり、論理的には不可能な表現である。『広辞苑』によれば、『暴力』は、『乱暴な力、無法な力』と定義されている。これらの表現は、力の不当な使用を、明瞭に意味している。したがって、ウェーバーの定義は『正当な不当性』と語っている<sup>97</sup>」と鋭く批判するのは、先のダグラス・ラミスであり、ウェーバーの高名性ないしそのブランド性に目くらまされてか、大半の人々が見逃してきたと思われるいわば盲点を衝い

れる。しかしさに非ず、レーニンにおいて、この国家暴力は、あくまで経済的支配階級の搾取と支配のための手段でしかなく、ならん自律性を持たない二次的存在であった。更にレーニンが国家の暴力性を第一に主張したのは、ブルジョア独裁国家をプロレタリア暴力革命によって打倒してプロレタリア独裁国家を樹立し、次いでこの新国家も将来死滅するに至ると考えたからである。レーニンとは異なるが先に指摘したように、まさに国家の物理的暴力性こそが国家の本質だと力説した大熊信行も国家の否定、暴力の否定の立場からそれを強調していた。つまりレーニンのにせよ大熊のにせよ、国家の暴力性の肯定とは全く反対の、これを究極的に否定する観点に立っていたのである。

これに対して、国家暴力を肯定し且つその正当性を説き、今日に至るまで大きな影響を与えているのがマックス・ウェーバーの理論に外ならない。先ずダグラス・ラミスの次の言葉を紹介しよう。「近代国家に関する定義の中でもっとも多大な影響を及ぼしたものは、多分今世紀（注、二〇世紀）初頭、マックス・ウェーバーによってもたらされた定義だろう。国家とは、ある一定の領域内部で『Monopol legitimer physischer Gewaltsamkeit』を実行的に要求する人間の共同体である——このように我々はウェーバーから教わる。このドイツ語の言葉は日本語では『正当な物的暴力性の独占』と訳され、英語では『a monopoly of legitimate violence』と表される。この定義は非常に広く普及した。この定義を疑うことは理性そのものを疑うことであり、それが何を意味しているのかを考えようとすること自体に大きな精神的努力が必要とされるほどである」<sup>90</sup>。

まさにその通りであろう。正当な暴力の独占体としての国家、というこの人口に膾炙した言葉を含むウェーバーの講演は一九一九年ミュンヘン大学の学生に対して「職業としての政治」Politik als Beruf、という題で行われた。その冒頭でウェーバーは云う。「国家」とは何でありましょうか？……人々は近代国家を社会学的に定義づけるに当っては、……一つの特異な方法、すなわち物的暴力性 (physischer Gewaltsamkeit) によってのみ、終局的に定義づけることができるのであります。『すべての国家は、暴力の上に築き上げられている』と、トロツキーはその当時プレストリトウスクで喝破しました。これは実際においては、正しいのです。暴力が手段として知られていないような社会的形体が万一にも存在したならば、その時は、『国家』という概念は消滅してしまつたでありましょうし、その時は、人々が言葉のこの特別な意味において『無政府』(Anarchie) と呼んだものが現前したことでありましょう。暴力はもちろん、国家の正常な、あるいは唯一の手段では決してありません——この点については問題はない——が、恐らく国家にとつては特有のものであります。ことに今日こそ、国家の暴力に対する関係は、特別に親密であります。過去においては——血族から初まつた——ありとあらゆる団体は、物的暴力を、全く正常な手段としてよく知っていました。これに反して今日では、われわれは、国家とは、ある一定の領域内において——これはすなわち『領域』はその特徴に属しますから——正当な物的暴力性の独占を自ら（効果的に）要求するところの、あの人間の共同社会である、といわねばならないでありましょう。というのは、現在にとつて特殊な

力分立、議会、総じて自由主義、民主主義政治に対するアメリカ軍部の根強い異質性を累説する。最後に、ウエスト・ポイント（アメリカ陸軍士官学校の通称）への彼の大きいなる讃歌を見よう。曰く、「歴史的にみてウエスト・ポイントの美德はアメリカの悪徳であり、軍の悪徳はアメリカの美德であった。しかも今日、アメリカはウエスト・ポイントがアメリカから学ぶよりも多くのものをウエスト・ポイントから学ぶことができる」ウエスト・ポイントは、構成的目的をもったひとつの共同社会である。そこでは人々の行動は規則によって統制されている。それは時代の子である。そこには無遠慮さや個人主義の住む余地はほとんどない」ウエスト・ポイントの大きな長所のひとつは、それが「商業主義の雰囲気」から高々と孤立させていることであると考えられていた」ウエスト・ポイントは、軍の理想を最も良く具体化している」軍の「修道院」であると。市民社会バイアスのアプローチにきびしく反撥する、まるで絵に描いたような、ハンチントンの典型的な国家バイアスのアプローチぶりである。

ところで、これまで、国家・政府・軍のいわば三位一体を見てきたわけだが、しかしこの三位一体は空中に浮いているのではもとよりのない。それは市民社会の上にながちり構築されている。再三述べてきたように、国家は市民社会と対立しつつも己れの存立の前提条件としている。この基本構造の中で、しかし直接的には、国家は市民社会からの税によってのみ、経済的、物質的に支えられている。徴税なくして三位一体は成立しない。特に国家の中の国家とされる軍において然り。近代国家は、市民社会からの、人的資源としての

徴兵ないし兵隊募集と物質的資源としての徴税との、二つの大きな柱に支えられている。フランスの財政学者ブルーノ・テレは、その著『政治的秩序における経済体制』（邦訳は「租税国家のレギュラシオン」）の中で、「われわれは国庫の名の下で現れる経済的独占と主権の名の下で行われる強権的な国家独占とを別々に分析することはできない」と云っている。そして「N. エリアスから軍事・租税の弁証法に関する次の定式化を拝借しよう」とエリアスの言葉を示す。すなわち、「中央権力者の手のうちに集中された軍事力は税の徴収を保証し、中央機関の金庫への税収入の集中化は物理的強制、軍事力の独占化を強化する。これら二つの権力手段は相互に強化しあう」と。国家権力による徴税と軍事的暴力との不可分な相互依存関係の指摘である。ただテレは依存関係の中に潜む対立面には触れていないようだ。勿論徴税に関しては財政学の分野に属し、一介の政治研究者が云々する余地は全く無い。ただこの難解な著書全体で、テレが経済主義を排し、政治と経済、国家と市民社会との対立および依存という弁証法的関係を踏まえ、両者を媒介、統一するレギュラシオン様式で、国家財政を原理的に究明しようとしていると思われる点に注目したのである。

正当な暴力ーマックス・ウェーバーー 国家の赤裸々な暴力性を端的に表明したものに、レーニンの『国家と革命』がある。その中でレーニンは、「国家の公的暴力性、監獄その他の物的強制施設を自由にする武装した人間の特殊部隊という本質を国家に見出している。私のいわゆる国家暴力説の典型と云えよう。これだけ見ると、レーニンはいかにも国家バイアスの典型的アプローチそのもののようにも思わ

さに国家の華、国家の榮光と讃えられ、人々の威敬と忠誠の対象となるという倒錯、幻想において頂点に達する。ここで戦争論を展開する余裕も今の私には無い。ただ国家なるものは、本質的に戦争国家だということ。平和国家という呼び方があるけれども、平和と国家とは本来結びつかないものと私は考えただけは云っておきたい。ギデンズも云っている。「戦争といふ戦闘行為は、人間の攻撃性に直接由来するのではない。戦争の起源および戦争の生ずる頻度は、別の要因に見いだす必要があるのである。最も重要な影響は、国家——伝統的な国家から今日の国民国家にいたる——を基礎とした社会の出現である。……端的にいつて、戦争は、国家が軍隊という暴力を振う手段を所有している世界では、常に生ずる可能性がある」<sup>(69)</sup>。

ここで興味深いであろう一文を紹介しておきたい。それは後述べる文民統制にもかわるのだが、「文明の衝突」で知られている例のS.P.ハンチントン三〇歳の時のいわば処女作「軍人と国家」(The Soldier and the State, 1957)である。この著作でハンチントンは終始一貫アメリカの軍人就中將校達の保守性を肯定的に力説し、暴力の管理、適用、使用の中核にある將校の第一の「責任は、何よりもまず国家に対して存在する。將校の国家に対する責任は、専門的技術のアドバイザーとしての責任である」として、軍人の国家的存在性と責任性を強調する。そして国家間の「軍事的安全保障の問題は、けっして究極的に解決されない」<sup>(70)</sup>「戦争の可能性は常に存在するもので、究極において戦争は不可避のものである」とする<sup>(71)</sup>。なぜか。「その直接の原因は相対立する国家政策に発するが、その

根本的原因は、あらゆる人間の闘争の根源としての人間性の奥深く横たわっている」として「人間についての軍人の考え方は、明確に悲観主義的である。人間は善、強さ、および理性という要素をもって、同時に彼は悪であり、力弱く、そして非合理的である。軍人倫理から見た人間は本質的にホップズ的人間である」と云って、先述したマキアヴェリ的、ホップズの的な人間性悪説を披瀝する。一般に、人間性悪説をとる立場は、政治における現実主義、国家権力中心的思考に傾くが、ハンチントンも然り。アメリカにおける市民社会的自由主義、個人主義に反感を抱きこれに敵対する国家的、保守的軍人に同調する。すなわち、「保守的な職業軍人の將校と自由な社会との間の緊張」<sup>(72)</sup>「自由な社会に対する本来的に保守的グループ」<sup>(73)</sup>「産業平和主義やその他の文民の自由主義思想に根本的に対立する、<sup>(74)</sup> 独得の軍人的見解」<sup>(75)</sup>「世紀(二十世紀)の変り目までには、法律家や牧師といった職業が自由主義的風土に完全に順応していったとき、<sup>(76)</sup> 軍人だけは妥協を許さない保守主義に固執していった」<sup>(77)</sup>「軍人は個人よりも集団の重要性を強調する。いかなる活動における成功も、集団の意志への個人の意志の服従を要求する。……それは本質的には反個人主義的である」<sup>(78)</sup>等々。このような人間観は、政治の世界についても、「権力の分立に対する職業軍人の敵意」<sup>(79)</sup>「議会が軍の領域にでしゃばって介入することを公然と非難」<sup>(80)</sup>「アメリカの將校は、民主政治が彼の専門的職業の発展に与える影響を内心恐れていた。つまり、人民による統治は、軍隊という専門的職業の自主性とは両立しないものと考えたのである。……ある將校は、民主主義は眞のミリタリズムに対して執念深い敵対的感情を持つものと結論した」<sup>(81)</sup>と権

言すれば、人間は問題的存在（丸山眞男）だとするのである。少数のエリートが、問題的存在たる大多数の人間を、己れのコントロールの下に服せしめようとする時、人間に対する最大の価値剝奪たる死の恐怖をもたらすところの暴力、物理的強制力が、最初にして最後の手段（ultima ratio）となるのはいわば当然ではないだろうか。「人民はトラである。飢えたトラを解き放つてはならない。トラは檻に入れ、エサをやるのがよい。そうすればそのうち、芸の一つもするようになる」。トラを檻に入れるに暴力が最も威力を発揮する。

暴力の具体的形態には軍、警察、刑務所等があるのは周知だが、もとよりその最たるものが軍、軍隊である。軍隊とは、暴力の管理と暴力の行使とを己れの任務とする国家機関である。このうちの暴力の行使について、A・ギデンズは端的にこう云っている。「戦争と攻撃性に関する体系的なおこなっているグウイニ・ダイアーは、次のような見解を示している。つまるところ軍隊の任務は殺人である。したがって人びとを兵士に仕込む上で欠かせないのは、実際の暴力の使用にたいして人びとが平素いだいている規制を無視し、それによって、現実には『敵』と対峙する状況に置かれた場合、行くところまでいって実際にその敵を殺害するよう教えこむことなのである。大半の人びとにとって――例外はあるにせよ――殺人は教え込む必要があるのである。……だから、軍隊で人殺しをおこなうことを納得させる必要があるのは戦闘をまったく好まないそうした普通の兵士なのである」と。この軍隊での殺人教育について、C・ダグラス・ラミスもこう云っている。「海兵隊というのは人を殺す組織なの

だから、人を殺せる人間に教育しなければならない。アメリカ合衆国は暴力的な社会で、人殺しが多いけれど、にもかかわらず、普通の一八歳、一九歳、二〇歳の若い男は、そう簡単に人を殺す能力をもっていない。……だから殺せる人間を作るための非常に厳しい基礎訓練がある」と。そしてこの軍隊という国家機関の苛酷な兵隊教育と対をなすのが、市民社会における自らの死を厭わない愛国心、国家的忠誠心の培養であり、そのための国民教育である。ともに殺し殺される教育に外ならない。

交戦権という権利がある。これについてラミスは次のようにその重要性を力説し人々の注意を喚起する。「交戦権は、戦時中、兵士たちが人びとを殺し、傷つけ、捕らえ、所有物を破壊する権利である。交戦権を権利と呼ぶことは奇妙に聞こえるかもしれない。しかし、兵士から見れば、交戦権はきわめて重要な権利である。交戦権は戦争を可能にする。兵士が外国に行つて人びとを殺すことを自分の政府に命じられた後、殺人のために逮捕された、という状況を想像してみよう。そんな労働条件の下で誰が戦争に行くだろうか。兵士が殺す権利は、国内法と国際法によつて守られている。敵軍に捕われた兵士は戦争法に従い、戦争犯罪にも加担していない限り、自分がしでかした行為によつて裁判にかけられたり罰せられたりしない」。私的な個人が他人を殺せば、国家はこれを捕え相当の罰（死刑も含む）を与える。ところが国家が戦争で何千何万の他国の人間を殺しても、当該国家はむしろこれを褒め讃え推賞する、とは月並だがよく云われ、また事実その通りである。ラミスはこれを国家の魔術と呼ぶ。この魔術は、国家おすみつききの暴力機関たる軍隊が、ま

出来れば、暴力、謀略というような外面からの作用にくらべて、遙かに有利であり経済的ですからある。特に歌、旗、銅像、雄弁、外貌、娯楽、スポーツ、そして報償等の価値附与等々の主に感性に訴える方法が成功すれば、人々による支持は高まり忠誠が期待できる。しかし感性面へのアピールは強力だが一時的であり、その陶醉が醒めてしまうと弱い。これに比して理性へのアピールは継続性があり長続きする。国家が教育とくに幼時からの義務教育を大事にする所以である。またマス・コミ、ジャーナリズムや抽象的な法による支配もこれに属する。

暴力と謀略ならびに感性と理性へのアピール。国家は政府を媒介にこれらを十分に駆使する。政治の技術家としての政治家に問われるのはその巧拙である。勿論政治家にはその権力によって追求する価値の問題がもう一つ重要である。権力と価値というこの二つの矛盾物からなる政治の世界に是を踏み入れる政治家に問われるのは、この矛盾をいかにその時々状況に応じて、それなりにうまく解決するかということである。だが、矛盾物の対立的統一という関係は、暴力・謀略と感性・理性との間にも在る。前者は外部から一方交通的に有無をいわず人間に働きかけ、後者はいわば相互交通的に相手の反応に応じ、それなりの同意を前提に作用する。前者は独裁的、後者は民主的ともいえよう。このように両者は対立し矛盾し合うのだが、しかしまた暴力と謀略の独裁面はそれのみでは存続し得ず、必ず人間の感性的ないし理性的支持の同意面を前提としそれを不可欠としている。逆も亦真である。そこに対立しつつも両者の相互依存、相互滲透が行われる。たとえば暴力は剣き出しの暴力

ではなく、国家の合法的な暴力として正当化される（この暴力の正当性の問題については後述）。逆に、教育は本来人間に対する価値附与的な本質を持つものだが、国家の価値剣奪的権力の支配下においては、教育という価値附与的な外面は保持しながら、時の権力によって強力な価値剣奪的指導が行われ、重要な統治行為の一つとされる。

ところで、一六世紀にマキアヴェリは『君主論』で、君主の統治方法には野獸的と人間的との二つの方法があり、このうち法による人間的方法よりも野獸的なライオンの暴力と狐の狡猾による方法を推し、就中ライオンの暴力、戦争の術を最も重んずべしと説いた。<sup>63</sup>この事情は、民主主義の進展したとされる二〇、二一世紀においても本質的には何ら変りはない。何故であろうか。要するに、支配する少数の政治的エリートおよび政治的にそれに依存する市民社会内の少数の社会的、経済的、文化的エリートが、少数者なるが故に大多数の被支配者に対して不可避的に執らざるをえない手段なのである。人間の内面、その感性と理性に訴えるのもとより欠くことは出来ない。しかしマキアヴェリはまた言っている。君主は人々に愛された方がいいのか、それとも恐れられた方がいいのか。愛されるよりは恐れられた方がいいに良い。なぜなら人心は移ろい易い。いま愛されているからといって油断していい気になってみると、次の瞬間には牙を剥いて襲いかかってくるかもしれない。その時に慌ててもはや後の祭りだ。それよりも普段から恐れられていれば、少しくらい人心が離れ移ろったとしても大丈夫だ、と。<sup>64</sup>そこには人間への不信、ペシミズム、いわゆる人間性悪説が胚胎している。換

そうなのか。どうして国家は代理人としての政府を必要とし、逆にまたどうして政府は国家の代理人なのか、という問題が更にあらためて問われざるを得ない。

そもそも国家、近代国家とは何かについては、へ第三節 国家と市民社会の弁証法的アプローチで詳しく扱われよう。いまは極めて簡単に一言、国家とは権力の中の権力すなわち主権的権力であると定義ずけて前に進むことにしたい。では権力とは何か。これも困難な問題だが、権力とは価値剝奪的統制力だとしておく。ここでなかなか難しいが大切なのは、この価値剝奪的統制力としての権力自体の潜在性ないし可能性 potentiality、つまり権力そのものは顕在性ないし現実性 reality ではないということである。ハンナ・アレント曰く「権力そのものが、たとえば、ギリシャ語の dynamis にしても、ラテン語の potentia にしても、ラテン語から派生したまざまな近代語にしても、ドイツ語の Macht にしても、いずれも権力の『潜在能力的』な性格を示している。権力とは、常に潜在的能力であって、実力や体力のような不変の、測定できる、信頼できる実体ではない、といていいだろう」と。いかに強力な権力、主権的権力としての国家権力においても然り。しかしその潜在性とは決して擬制ではない。ただ未だ抽象的なのである。国家がこの抽象性を脱して具体性、現実性に転化するには、そのための代理としての人間ないし人間の集団を不可欠とする。国家の場あいこれが政府に外ならない。要すれば、国家と政府とは、即目的ないしそのもの自体 an sich と対目的 für sich なものとの、本質と現象との関係にある。本質なくして現象なく、また現象なくして本質なし。両者は

区別されると同時に不可分に関連しているのである。ヘルマン・ヘラーも云っている。「国家は潜在性から顕在性に転化しなければならぬ。その顕在化した国家の姿が、国家機構、広い意味での政府である。この国家機関、政府なしに国家主権は存在しない」と。逆にまた国家なくして政府も存在しない。たとえば国家の裏付けの無いいわゆる亡命政府は名目上のものにすぎず未だ眞の政府ではなく、いわば仮象の政府である。

以上、国家と政府との一般的関係について述べた。次は国家権力の内部構造の問題である。その価値剝奪力によって人間を支配し統制しようとする権力、特に国家権力は、人間を外からと内からの両面から動かそうとする。人間は物理的外面性と心理的、知性的内面性を固有している以上、これは当然である。このうち、外部からの作用には暴力と謀略との二つがある。暴力は人間の物理性そのものに直接働きかけ、その物理性の破壊による死ないし死の脅迫によって相手を服従させようとするものであって、通常の人間には最強の作用を及ぼす。次いで謀略は、暴力ほど端的な死を予想してはいない。しかしそれは、現に存在しているものをあたかも存在してはいないかのよう、逆にまた現実には存在していないものをあたかも存在しているかのよう、物事を捏造する。有を無に、無を有に、まことしやかにでっち上げてしまう。国家Ⅱ政府Ⅱ国によるその尤もらしい大ウソ、欺瞞により、人々の判断が狂わされ、権力側には都合な方向に動かされがちになる。それは暴力と並ぶ、否時には暴力以上に強力な手段となる。しかし人間にはさらに感性と理性との内面がある。権力にとって、この内面から人々を動かすことが

## 第二項 国家と暴力

国家・政府・軍 市民社会に対する国家の自律性、独自性を重要視する国家バイアスのアプローチにあつては、国家諸機関の中で暴力の最も高度に組織化された人間集団としての軍が、真先に取りあげられる。その理由についてはすぐ後の行論を待つこととして、先ずその前に暴力の主体としての国家と政府および両者の関係を考える必要がある。

国家と政府とは似たもの同志であつて、時には全く同一のものと同扱われ、両者の関係、両者の区別は必ずしも容易ではない。しかし、国家と政府とは、明確に区別されると共にその連関が問われねばならないものである。かのジョン・ロックの有名な「天に訴える自由、(appeal to heaven)」としての抵抗権 right to resist は、しばしば革命権と混同され誤解されている。しかし抵抗権はあくまで政府の交替いわば政変の次元の問題であつて、国家そのものの変革すなわち革命とは全く異なる。政府が別の政府に変わっても国家は変わらず同じことである。自由主義者ロックはこの抵抗権を基礎づけた。<sup>56</sup> ルソーはロックのこの区別を更に進めた。一般意思の支配する民主主義国家についてルソーは云う。「国家と政府、この二つの団体には、次の本質的なちがひがある。つまり、国家は自分自身で存在するのに、政府は主権者がなければ存在しない」と。「政府の構成者は行政官とか支配者とか時には王あるいは首長とよばれるけれども、彼等はすべて、人民から委ねられた権力を主権者の名において行使するものであつて、人民はこの権力をいつでも好きな時に

制限し変更しさらには取り戻すことができるのである。近代国家学説史上、ここにはじめて国家と政府との厳密な概念上の区別がなされたことは重要である。<sup>58</sup> この流れを受けて現代では政府 government は国家 state の代理人 agent とされるのが通例である。ところでこれとは別に人類学者は、政府は国家なしにも存在する、なぜなら国家は暴力的組織なのに対して政府は非暴力的だからだと両者を区別する。そこには、かつて人類史上国家の無かつた時代でも、人間の争いの裁定において、刑罰と苦痛とを伴う制裁はあつたとしても、組織的暴力の使用までには至らなかつた。つまり社会統制のための非暴力機関としての政府なるものは存在したがまだそれは国家とは呼べないものだったという把握がある。<sup>59</sup> たゞ果してそれを政府とすら命名出来るのかという問題も含めて、これは、国家の止揚された将来社会における社会統制との関連で、別途に考察されねばならない大切な問題である。しかしいまは先述の政府イコール国家の代理人説を考えてみたい。この代理人説は決して間違つてはいない。代理とはその代理人の言動すべてが即被代理人たる本人に帰属するものであつて代表とは異なる。代表というものの中には被代表者のすべてではなくその一部が反映されて存在する。つまり代表者自体が、被代表者がそこに存在すると同時に存在しないという矛盾的存在なのだ。が、代理にはこのような矛盾は存在しない。国家と政府との関係も然り。政府の行為はすべて国家の名において行われ、国家に帰属するのである。だから国家と政府とはよく混同され同一視されることにもなるのは無理からぬ所といえよう。また確かに政府なくして国家は存在しないのは事実である。ただでは何故に

である。そしてそこでは少数のエリートによる支配が至極当然のこととして前提されていることは前述した通り。日本でも、中曾根康弘が「歴史的・文化的共同体としての国家」<sup>48</sup>「歴史的、伝統的な日本の共同社会、あるいは文化的共同体」<sup>49</sup>を説き、佐伯啓思も「個人の自由は、天賦の人権にあるのではなく、歴史的に保障された国家による保障がなければ存在しない。個人対国家の図式は誤りだ」と、パークと全く同じようなことを云っている。佐伯のばあいは日本の特殊性としての天皇制度を歴史的・文化的側面の象徴としてあげ、一応それと政治的・市民的な面とを分けようとしてはいるが。洋の東西を問わず、現実主義的、共同体主義的発想、その国家バイアスのアプローチは共通している。

最後に、大熊信行『国家悪』を取り上げねばならない。大熊も亦、我々の経験する国家の Sein の中に、国家の本質を見ようとする。その意味では現実主義の立場に立つと云えるかもしれない。だが、これまで見てきた通り、現実主義は共同体主義と共に、国家バイアスのアプローチを支えるものである。ところが大熊は全くそうではない。否むしろこの国家バイアスのアプローチそのものに眞向から立ち向かい、これを批判し清算することに全力を傾注する。そこには単に他を批判するのみならず、むしろかつての第二次世界大戦において、日本の国家に対して処した己れ自身の対応への痛恨極まりない反省と自己批判がある。国家のありのままの姿を冷静に直視、凝視するのは全く反対に、国家をロマン主義的に美化、理想化、道徳化していた己れを恥じているのである。その国家観を大熊は「理想主義的国家観」<sup>50</sup>による「国家絶対観」<sup>52</sup>と呼んだ。しかし理想主義

国家観とは通常、国家の Sein を批判、否定し、それとは別に国家の理想 Sein を求めるものであって、大熊のいう理想主義国家観とは異なる。大熊の批判する理想主義国家観は、現実の Sein をそのまま無批判的に肯定し、それを即、Sein 理想としてしまうものであり、現実の理想化、究極の現実主義である。大熊はこれを激しく批判するのだ。大熊は書く。「たとえわたしの頭のなかに必ずしも天皇中心の国家というものでなくとも、理想および規範としての国家、さらには道徳の根元のごときものとしての国家、があった。それが理念的にわたしを支配し、現実の国家において、いかにみにくい、いかにたえがたいことが多くとも、これを仮象のごとくに考え、そしてその仮象の底に、国家の本質がかくされているかのように考えた。そのような理想主義的国家観」<sup>53</sup>と。そして更に云う。「しかしいまは御破算である。われわれは単に日本的な国体観などというものを放棄したのみではない。およそ国家という観念にまつわる一切の理想主義的なものを、大地にたたきつけ、ふみつけ、ふみにじり、経験を越えたものをすべて払いおとし、ただ経験にふみとどまろうとする」<sup>54</sup>。この大熊にとって、経験的国家とは、「人間に対する支配的な権力組織としての国家」<sup>55</sup>であり、その支配を支える物理的暴力以外のなものでもない。大熊のいわゆる理想主義的国家観はその権力組織を即そのまま理想の国家と美化したものであった。先述のように、それは究極の現実主義であり、大熊はこれに徹底的に抗する。従って大熊の立場ははっきり現実主義批判であって、それは大熊の主張する国家の否定、政治の否定の論においても明らかである。

現実べつたりのいわゆる現実主義とは全く無縁である。ヘーゲルはあくまでも国家の理念を求めた。それは、存在 Sein と当為 Sollen とのカント的二元論、分裂えの鋭い批判とその止揚であった。

普通ところが現実主義はこのうち存在、Sein に密着する。それは、あるべき理想の政治ではなく、現にある政治、天上の国家ではなく地上の国家を叙述しようとする。十六世紀マキアベリ以来の近代政治学の主要な流れであるが、二十世紀の代表的社会学者マックス・ウェーバーも、その著『職業としての政治』の中でいみじくも次のように云った。「今日の講演においては、如何なる政治をわれわれは行わねばならないか、すなわち如何なる内容をわれわれはわれわれの政治的行為に与えなければならないか、ということに関連するすべての問題は、全く排除されなければなりません。というのは、これらのことは、職業としての政治とは何であるか、また何を意味するか、という一般的問題とは何ら関係ないからであります」<sup>38</sup>と。つまり当為、Sollen としての政治研究を一切排して、「現実の現象の記述的—説明的論述」に終始すべしというのである。そこでは将来に向けての現実の変動性、可能性も眺望されないこともないが、それよりはむしろ、その現在の体制の「所与性」が重視され、結局「その時々支配権力が選択する方向が、すぐれて『現実的』と考えられ、これに対する反対派の選択する方向は容易に『観念的』『非現実的』というレッテルを貼られる」ことになる。「それしか現実を選択肢はないのだ」というのがその殺し文句である。国家の対内的、対外的秩序の維持、確保を最大の課題とする国家バイアスのアプローチは、この現実主義を己れの強固な地盤とする。

現実主義と並び、国家バイアスのアプローチのもう一つの強固な地盤は、その共同体主義である。すなわち、自由に解放された近代市民社会における人間のアトム化、個人主義、エゴイズム、欲求の体系、いわゆる利益社会 *Gesellschaft* に対抗する、「仲間意識、個人的親密および全体性、道徳的關係および社会的結合性」<sup>40</sup> 家族、血縁、近所付き合いおよび友人関係<sup>41</sup> の *Gemeinschaft* 共同体の重視である。それは「押しつけられた人為的で分裂的な秩序」<sup>42</sup> ではなく「自然的で調和的な共同体」<sup>43</sup> を求める。そして「国家と社会は一夜にして理論的『作為』によって生ずるのではなく、長い時間をかけて成立する」<sup>44</sup> と考えるのである。未来への非連続性よりも過去からの自然的連続性の中に眞実を見出す歴史的、伝統的文化性の尊重である。強固な保守主義者バークは、自由の根拠を「過去からの受け継ぎ」の中に見出す。「われわれは、過去から受け継いだ遺産という形でわれわれの自由を要求し主張してきたのであり、この遺産はわれわれの父祖に由来し、われわれの子孫に引き継がれるべきものである」<sup>45</sup> と云い、更に「この自由は、『世襲財産』であり、『実定的な歴史に裏付けられた世襲的権利』であるから、『人としての権利』ではなく『イギリス人としての権利と呼ばれなければならない』<sup>46</sup> とすら述べ、普遍的な人権に対してイギリス的特殊性を讚美し強調したという。いわゆる天賦人権とは異なり、否それに抗して、イギリスの歴史的伝統の遺産の中に自由の根拠を見出すバーク。いかにもフランス革命に反対した保守主義者らしい考え方ではある。理性の共同体ならぬロマン主義的な感情の共同体 (community of feeling)<sup>47</sup> という言葉があるが、バークの自由もまたこの感情の共同体における自由

のを内包しているのである。かくてホッブズにも、このへからの自由としての自由主義的自由および契約による国家形成への参加というへへの自由としての民主主義的自由の二つからなる自由人権が存在する。これが忘れられてはならぬ。この面のみを図式化すれば、市民社会∨国家となる。

だが、国家バイアスのアプローチにおいては、国家∨市民社会が主要な面であることに変わりはない。これと前述の市民社会∨国家面との矛盾をいかに調和すべきであろうか。ここでもう一度バークを借りよう。「自由な政府を創るためには、つまり自由と拘束という相反する要素を融合して一つの矛盾なき作品に仕上げるためには、優れた思考力、深い洞察力、聡明かつ強固にして総合的な精神を必要とする」私の言う自由とは、秩序と結合した自由であり、これ以外に自由は存在しないのであります。すなわち、単に秩序および徳性と併存しているのみでなく、それらなしに存在しえない自由を私は申しているのであります<sup>33</sup>と。あくまでエリート支配と国家的秩序維持の中にのみ自由を認めている。さらにはつきりこう云っている。「自由とは権力と融合されるべきものであり、統治の形態および規律と調和すべきものであり、統治の目的とするところに従属すべきもの<sup>35</sup>」と。まさに市民的自由は国家目的の下に従属するべきものとされているのである。そこでも、市民社会的自由は認められ存在してはいるが、その時々々の支配権力の国家バイアス度によって、その自由の広狭の度合いが決められ決して同じではない。だから今日、反テロ戦争の遂行を名目に、自分の国家と国民の安全確保のため、そのナショナリズムの代償として、市民的自由人権を極度に制

約しながらも尚且つ、「自由」を事ある毎に口にし、「自由」と「民主主義」を売り物にする政治リーダーが存在し、しかも一定の市民社会からの支持をも維持しているのである。

**現実主義と古き共同体主義** ヘーゲルはその『法哲学』の序文でこう言った。「哲学的著作としてのこの書は、国家を、それがいかにあるべきかに従って構成すべきだとする立場からは、もつとも隔つたものでなければならぬ。そこに存し得る教訓は、国家がいかに存るべきか、を国家に教えることではなく、むしろ国家という人倫的宇宙が認識されるべきままを国家に教えるにあるのである。ここがロドスだここでも跳べ<sup>36</sup>」と。あまりにも有名な箇所である。国家のあるべき姿、Solienではなく、現にその在るがままの形 Sein を認識せよと説いたヘーゲルは、しかし決していわゆる現実主義者ではなかった。ヘーゲルのもう一つのもつと有名な文句に、「理性的なもの、それは現実的であり、現実的なもの、それは理性的である<sup>37</sup>、という言葉があり、世によく誤解されてきたことは周知である。しかしこの場合、ヘーゲルは我々の経験するすべてを手あたり次第に現実的とよんだのではない。たんに現象にすぎず、一時的で無意味なものは現実の名に値しないと云っている。もつと云えばヘーゲルにとつて、神こそはもつとも現実的であり、神のみが眞に現実的なのである。この神は、単なる当為 Solien に止まって現実的ではないほど、無力なものではないのだ。たとえいま直ちに現実化しなくとも、それは長い過程を経て必ず達せられる。神とは理性的もつとも具体的な表象の形に外ならない<sup>37</sup>。従って、理性的なものと現実的なものとのこのヘーゲルにおける媒介的統一にあっては、

場合には、政治社会 (civil society) の中に生きていけると言うことはまず不可能である。自然と理性との中には一つの原理が存在し、それに基いて、……数において優る人々は、自己の判断——利益ではない——を、徳性と名譽とにおいて優る人々の判断の優位下に置くのである」と。少数のエリートによる一般大衆に対する貴族的支配の公然たる宣言である。バークだけでは足りない。同じ十八世紀フランスのあのルソー、バークが真向から反対した民主主義者ジャン・ジャック・ルソーもまた少数のエリートによる貴族政を推賞したのであった。「ルソーにとって現実にも最もすぐれた最も自然な政府は、選挙された賢明な少数者が大多数の人民の利益のために人民を支配する政府すなわち貴族制ということになる」。ルソーは眞の民主制について「もし神々からなる人民があるならば、それも可能であろう。しかし、『これほどに完全な政府は人間には適しない』と云い、「現実の人間関係においては、『多数者が統治して少数者が統治される』ということは自然の秩序に反する」とその著『社会契約論』で述べた。近代民主主義の祖とされるルソーにおいて一体何故か、と疑問が生ずるかもしれない。詳しくは省くが、一般意思の優越の下に一般意思と特殊意思との調和を目指すルソーの民主主義的な人民主権国家も、やはり国家なのである。「統治者が市民にたいして『お前の死ぬことが国家の役に立つのだ』というとき、市民は死なねばならぬ」と国家への絶対的忠誠が求められ、いわゆる「自由への強制」が行われる。更にルソーは、大衆に一般意思の所在を示し、「大衆に教え、啓蒙し、導くすぐれた知性」の持主としての立法者の必要を説く。立法者といっても、政治家や官僚ではなく一大教育者であり、人々

を自由な市民に造り変える力を持つ天才、思索の人ではある。いずれにせよ、ルソーの民主主義国家も、少数のエリートによる貴族的支配の本性を免れえなかつた。(ただしルソー自身は後に、『社会契約論』における上述のような「自由であるように強制される」人民主権国家ではなく、支配・服従のいつさいない自由、親密な愛による完全な自由を理想とした。だがそれを主著として世に出すことはルソーにはもはや出来なかつた)。

これまでは、国家と市民社会の矛盾的統一関係における、国家の側からする国家と市民社会の統一面を主に見てきた。しかし、もとよりそこには国家と市民社会の分離、対立、矛盾面、市民社会的自由の基本的人権面が存在する。それは、国家からの自由としての自由主義的自由と国家への自由としての民主主義的自由という、それ自体二つの自由の矛盾的統一物なのだが、いまその自由の分析は措いて、いうまでもなくこの市民的自由なくして近代国家の近代国家たる所以は基本的に存在しない。絶対主義、ファシズムおよびスターリニズム国家にそれは無い。あの国家主権の絶対性を説いたホッブズすら、絶対的主権によつても奪われえない市民の絶対的自由を認めたのである。すなわち、「主権者に命じられて、(それを)拒否しても不正ではないことから」が厳存する。自分の生命を維持し、そのために不可欠の食物、空気、水、薬、運動等々の権利である。これは一人の例外もなしに死刑因にも認められる。万一国家がその自由を奪おうとするならば、その時は服従契約は消滅し、国家は解体され、もとの自然状態に戻り、再び契約を行つて新国家を形成する以外になくなる。いわば革命的ともいうべきラディカルな

家中心のアプローチは国家を独立変数とし、社会を従属変数とする<sup>(21)</sup>と桐谷仁は極めて簡潔、明確に述べている。これをもう少し見てもよい。B. ジェソップは次のように云う。「『国家—中心』論者は、国家の形態と機能をかたちづくる独特の ( sui generis ) 政治的圧力と過程があり、それが国家に市民社会に位置するあらゆる圧力・勢力にたいしての眞の重要な自律性を付与するのだと論じる。……：国家は、独自の組織形態、それ独自の活動を、そのなかでそれをつうじて方向づける独自の一体性と自己イメージ、独自の諸機能の組み合わせ、独自の制度的論理、独自の諸利益の組み合わせ、独自の再生度能力をもつ、と論じる。』つまり、国家はそれ自体として一つの勢力であり、市民社会の動態を単純には反映しない<sup>(22)</sup>のである。そして市民社会に対するこの国家の自律性、独自性は更に、「市民社会内に位置する社会諸勢力から独立して（そして、たとえそれからの反対に直面してさえも）権力を行使する国家管理者の能力としての国家の自律性<sup>(23)</sup>」および市民社会内部への外からの国家の関与、つまり「近代社会に浸透し統御し監視し取り締まり規律化する、国家の能力<sup>(24)</sup>」の二つに分かれるとする。市民社会から高く屹立し、上から強くコントロールしようとする近代国家の姿である。本来の手段性の意識が薄れ、または忘れ去られてしまう。極論すれば、お前達の命と財産を守ってやる、だから国のやり方に文句を云わず服従しろ、ということにもなりかねない。N. ボツビオはこれを、「厳格な秩序と社会統制の必要えの傲慢な確信<sup>(25)</sup>」だとしている。それは多かれ少なかれ不可避免的に、強権性、自己無謬性、高慢性、秘匿性、閉鎖性を蔵し、同時に義務意識ないし規範意識の強調を伴う。要

は、市民社会的特殊性、市民社会的多元性に対する国家的普遍性、国家的一元性、国家的求心性の誇示である。

かかる国家の自律性に支えられたこれを支えているのは、いわゆるエリートでありエリートによる支配である。近代法治国家は、前近代的ないし非近代的ないわゆる人治に対比される。普遍的、抽象的国家として当然のことといえよう。だがその上で法治国家も人によって運営されることも忘れてはならない。カール・ベッカー曰く、「法による政府をもっているから、人間による統治を持つていないと考えることは人を誤らせる危険な論である」と（丸山眞男『自己内対話』みすず書房、六六ページより借用）。否むしろ、近代においても法治は人治なのである。ただその人治が法を媒介にし、この法に違反する当事者は一定の制裁を課せられることとなる。つまり人治はあくまで法治の下にある。だがだからといって抽象的な法治もまた具体的な人治の媒介なしには現実化され得ないのは事実である。

この人治に携わるのが政治家と官僚であり、いわゆる政治的エリートである。一八世紀イギリスの保守主義者、E. パークは、野性の自然状態から人工の政治社会を峻別し、政治社会つまり国家においては、本然の貴族制が無ければならないとして次のように説く。「国民が、習慣化された社会的規律の中にあり、そこでは、より聡明な人々、より老練な人々、より富裕な人々が指導者となり、その指導によって、より無力な人々、より無智な人々、より僅少な財産の持主等を啓蒙および庇護するといった状態にあるものと考えるのが当然である。民衆 (multitude) がこうした規律の下にない

国家度を一顧もせず、それを直ちに反動的、右翼的と一蹴することと同じではないであろう。ただしその兼ね合いが難しい。

## 第一節 国家バイアスのアプローチ

### 第一項 国家の第一次性

**国家の手段性と自己目的化** 国家の第一次性を説くにあたって、まず国家の手段性を説くのは奇妙と思われるかもしれない。しかし、これは、近代国家の、国家バイアスのアプローチをとろうが市民社会バイアスのアプローチをとろうが、近代国家そのものの根源的性格である。ホッブズのレヴァイアサンもロックの市民政府ともに、人間の生命・財産を他の侵害から守り保持するための手段そのものであった。この点について、C. W. モリスは次のように云っている。「国家の活動に何が望ましいかといつて、それはただ手段として (as a means) のみであろう。その活動、国家そのものは手段として以外の価値をもたない。国家に対する崇拜にくらべれば動物崇拜の方が合理的で重々しい。雄牛や鱈は本質的な価値は持たないかもしれないが、何がしかの価値は有している。なぜならそれらは意識的存在 (a conscious being) だからである。国家は全くそれではない。国家崇拜は下水汚水処理パイプを尊ぶのと同じ程度において道理にかなっている。それは手段としてはかなりの価値を持つている。国家は人間の目的をどの程度良く満足させるかによって判断されるべきである」と。すなわち、近代以前とは異つて、近代国家は国家そのもの持つ神聖な価値によってではなく、あくまで人間の目的に役立つところの、その手段性、道具性によって価値

が決まるというのである。

問題は、その手段、道具性のあり方である。ホッブズ的かロック的かにより、大きな相違が生ずる。国家バイアスのアプローチはホッブズの、市民社会バイアスのアプローチはロック的に属する。後に見るように、市民社会バイアスのアプローチは、国家を市民社会のための道具として把握することが一見して明らか故に、国家の道具性について人々の迷いや疑いは少ない。これに対して国家バイアスのアプローチは、一見市民社会に対する国家の手段性よりも通常むしろ目的性の方が人々に強く意識される故に、国家の手段性というといささか違和感を覚えるのであろう。そこにはもともと手段、方便としての国家であるにもかかわらず、その国家なしには、しかも強大な国家がなくては市民社会の維持、存続は絶対に不可能だとするホッブズの発想から、いつしか手段としての国家が自己目的化してしまい、国家が市民社会の前に聳立する倒錯、疎外が始まる。それは、国家と市民社会とが相互に矛盾し対立しつつ、国家は市民社会を、市民社会は国家を、夫々自分の存在の前提、条件とするという弁証法的関係のうち、市民社会の国家を己れの条件とする側面のみを強く前面に押し出し、国家もまた市民社会を己れの条件とするというもう一つの面をずっと後ろに引込めたもの、つまり市民社会に対する国家の優位、国家の第一次性の主張に外ならない。万事は国家に始まり国家に終るとする国家崇拜。いわゆる国家理性、レーゾン・デタ (raison d'Etat) の理念はそこから遠くないであろう。

**国家的自律性とエリート支配および市民社会的自由の従属** 「国

の側から国家と市民社会を主に見る見方であり、いわゆる社会中心のアプローチ (society-centered approach) に属する (なぜ通常敵対的にみられるマルクス主義と多元主義つまり自由主義とを同じ市民社会的アプローチに含めるのか、ということについては後の第二節市民社会バイアスのアプローチの中で示す)。ただ私は、国家中心のアプローチとか社会中心のアプローチという呼称よりも、国家バイアスのアプローチ (state-biased approach) および市民社会バイアスのアプローチ (civil society-biased approach) の呼称の方を用いたい。なぜなら、国家中心とか市民社会中心とかと中心という用語を用いると、どうしても国家、市民社会なら市民社会を中心として、それこそ固まって動かないという印象が強くイメージされてしまう。しかし実際には、一口に国家中心のアプローチといっても、そこには様々な度合がある。つまり、同じ国家中心のアプローチをとつても対する市民社会をどの程度許容するかによって、よりハードなアプローチとよりソフトなアプローチとの違いが出てくるのである。市民社会中心のアプローチについても同様。同じ市民社会中心のアプローチでも、国家的アプローチをどの程度まで入れるのかによって、その度合が分かれてくる。いずれも一色にはいかない。その意味で、中心という用語よりは柔軟なバイアスという用語を使用したのである。これも国家と市民社会とが一方で矛盾し合いながら、他方で相手を自分の前提、条件とせざるを得ない相互依存、相互滲透の関係にあるからである。

次に、『理論の力』が、三者合体の総合的新国家論を切望しながらも遂にその折衷的方法によって期待と絶望のジレンマに陥らざるを得なかったことを見た。けれども私は、そのような折衷的方法ではなく、国家バイアスのアプローチと市民社会バイアスのアプローチの夫々を別個に考察した上で、この両者の矛盾的統一の弁証法的二重構造の中に総合的国家理論を構築しようと考えている。そして更にいえば、近代におけるこの国家と市民社会の弁証法的二重構造の止揚 (Aufhebung, sublation) の方向に、国家に代る人間の自由共同体の実現を構想したい。だがそこに行く前に、なによりも国家バイアスのアプローチ、市民社会バイアスのアプローチ、そして国家と市民社会の弁証法的アプローチ夫々の原理的探求を行わなければならぬのである。

とここで最後に念のため、国家バイアスのアプローチといい市民社会バイアスのアプローチといい、共に近代議會制デモクラシー、権力分立体制、市民的自由、人権保障等を大前提としていることを付け加えておこう。そういう意味ではいずれのアプローチも広く近代自由主義国家体制の枠内にあるのである。なぜわざわざそのようなことを断るかという点、市民社会バイアスのアプローチに比して国家バイアスのアプローチが、ややもすると、反動的、右翼的、更にはファッショ的と短絡されかねないからである。確かに国家バイアスのアプローチ度、とくにその中のいわゆるタカ派的度合が昂じてファッショ化し、進んでファッシズムのものに至る潜在的危険性は常に存在する。それは議會制デモクラシー、自由主義体制そのものの圧殺であり、国家と市民社会の弁証法的構造そのものの国家権力による上からの否定である。その危険は決して忘れられてはならない。しかしそのことと、国家バイアスのアプローチにおける

なぜなら今日こそ、人類の生活は文字通りそれ(理論)にかかっているのだから<sup>18)</sup>と。彼等が著書の名前に『理論の力』(Powers of Theory)とつけた所以であろう。しかしこの一方で理論への絶対的期待と他方で理論の絶望的無力との率直な告白に直面して人は面喰わざるを得ない。しかも新しい国家理論の大枠は未だなら示されていないのである。

ここで私はマルクスを想起する。しかしいわゆるマルクス主義やマルクス・レーニン主義のマルクスではない。マルクス自身においてすら、主旋律ではなく副旋律をなしていたものである。私は今日までその重要性を力説して来た。それは外ならぬ未だ二六、七才の若き青年マルクスの発想である。それについて私が以前「第二章 国家と市民社会の展開理論 第二節 マルクス政治学批判」の最後に書いた部分を、重複するが引用するのを許して頂きたい。「一八四五年二月にマルクスは、『政治学批判と経済学批判』(Kritik der Politik und Nationalökonomie)という二巻本の出版契約を出版業者レスケとの間で結ぶ。今日、その政治学批判のための覚え書としてマルクスが一八四四年十一月頃に書いたと推察されているノートが残されているが、それは十一項目からなる簡単なものである。『近代国家の成立史あるいはフランス革命、市民的制度と国家制度とへのすべての要素の二重化』に始まり、人権、個人的自由と公権力、国民主権、代議制国家、権力分立—立法権と執行権、司法権、民族、政党と続き、『選挙権—国家と市民社会との止揚 Aufhebung des Staats und der bürgerlichen Gesellschaft のための闘争』でそれは終わっている。……このプランの中に、当時マルクスの

抱いていた政治学批判の原型をイメージし得るのである。……だが、政治学批判と経済学批判とのこの二つのうち、経済学批判の方はその後、……マルクスによって着々と学問的体系を整えられていった。これに対して、政治学批判—国家論は、体系的な学問的労作としては遂にこの世に提出されることはなかったのである。なぜであろうか?その主因は、市民社会が国家を規定するという非弁証法的な唯物史観公式が主旋律をなし、もう一方の国家と市民社会の二重性、両者の弁証法的把握は、所詮副旋律をなすにすぎなかったからであると言わざるを得ない。……この副旋律を明確な主旋律たらしめ、若きマルクスの未完の政治学批判を批判的に継承して、新たに今日的に展開創造することこそは、我々の始めから変らぬ政治学原論—国家論の課題に外ならない<sup>19)</sup>。すなわち、国家と市民社会の二重構造、その弁証法的性格の指摘である。近代において始めて、国家と市民社会とは分離し、対立し、矛盾し合いながら、しかも相互に相手を己れの不可欠の条件とする構造が生まれた。普遍的な国家と特殊な市民社会とは、一方では対立、敵対し合いつつ、同時に他方では国家は市民社会なしには存続せず市民社会もまた国家なしには不可能という、矛盾の統一の弁証法的構造である。

さきのR、R、アルフォードとR、フリードランドの『理論の力』での「階級の見方」、「管理の見方」、「多元主義の見方」をもう一度みてみよう。国家中心の「管理の見方」は、国家と市民社会とを、主に国家の側から見た見方であり、いわゆる国家中心のアプローチ(State-centered approach)に外ならない。これに対して、マルクス主義の「階級の見方」と民主主義の「多元主義の見方」とは共に、市民社会

(ive) つまり現実主義を、そして『民主主義』が「多元主義的見方」(the pluralist perspective) つまり自由主義を、である。そしてここでは、夫々の見方における国家と市民社会の把握の特徴、その長所と短所とが縷々展開されている。それもさることながらしかし、私の最も興味を引くのは、著者達がこの三つのパースペクティブのどれにも満足せずに、「本書における我々の主要な関心は、これから夫々の主な寄与を取り出して調整し、それによって構成され得る新しい国家理論の総合的大枠 (synthetic framework) を明らかにすることである」としている所である。同じことを次のようにも述べている。「これらのどの一つの見方も、国家に関する高次の一般理論の基礎を提供すると主張できる可能性さえない」<sup>(16)</sup>「本書の我々の目的は、それぞれの見方の研究様式を詳細に描き、それらの偏頗な特質 (partial character) を批判し、その上で国家のより包括的な総合的大枠を提供することにある」<sup>(17)</sup>「国家の適切な理論は、三つの分析のすべてを合体 (incorporate) させねばならないと信ずる」<sup>(18)</sup>「現代のあらゆる政治状況は、常にこれら三つの権力レベルをすべて含んでいる。従って三つ全部の総合的合体でなくては、それは十分に理解出来ないのである」<sup>(19)</sup>。

三者相互の部分性と限界性を指摘、同時に三者の貢献と寄与を調整し、それによって三者とは異なる包括的、総合的な新国家理論を創造しようというのである。その言やよし。またそこでは当然三者間の相違は多く語られ、時に矛盾的諸関係 (the contradictory relations) とさえ述べられている。すなわち「国家は、その法的構造、政府の政策決定、政治行動というような目に見える外観を超えて、

先ず社会のレベル (societal level) で国家を構成する、その資本主義的、官僚的、民主主義的側面の間での、矛盾的諸関係の観点において理解されなければならない」と。<sup>(20)</sup>ここでは国家の内的解剖よりも、国家の社会的諸関係の究明が先決だと正しく指摘されてもいる。だが、その「矛盾」についてはどうであろうか。曰く「要すれば、資本主義的成長は、自律的な官僚的および民主主義的な制度を要求し、しかもなおそれらの機能を制約している。国家の資本主義的、官僚的、民主的側面は、相互に隔離され、同時にそれら自身の内的機能のために相互に依存し合っている」<sup>(21)</sup>、三者は「共生的かつ制限的である」と。<sup>(22)</sup>ここでは三者間の「隔離」が語られ、その上で相互の「制約」「制限」と「依存」「共生」<sup>(23)</sup>とが強調されている。間違つてはいない。だが私には「矛盾」の対立の本質についての把握が稀薄のように思われる。だから矛盾を云いながら、全体として制約・制限面よりも相互依存・共生面が前面に出てこざるを得ない。そうだとすれば、その総合的な新国家論はたとえ出来上ったとしても、これら三者の継ぎはぎのいわば折衷的なものではなからうか。著者達も結局結論部で次のように嘆いているのである。「いかなる理論も、我々がそこで生存するかもしれない諸条件 (the conditions under which we might live) を十分に包含しないと思われる。また、どんな政治も、その条件には接近出来ないようである。この絶望的意味 (this desperate sense) からして理論は無力 (powerless) である」<sup>(24)</sup>。

だが、それにすぐ続けて逆にこうも言っているのだ。「これまでどのような時代も、理論の力 (the powers of theory) が、意識的、集団的な人間行動のガイドとして極めて重要な時はかつてなかった。

〔お断り〕——全体のテーマおよび既発表分の第1章、第2章の表示は原文と異なる。内容に变りは無い。

### 序節 アプローチの方法

私は国家の研究を、「国家と市民社会」および「国家の解剖」の順で考え、最後に「国家の止揚」で締め括るべしと思考してきた。最近、イギリスの国際政治学者マーチン・ショウは、「国家権力の社会的諸関係」(the social relations of state power)<sup>1</sup>、ついで「その社会的諸関係の形式的制度的表現」(the formal institutional expression of these relations)<sup>2</sup>という二つの観点から研究し理解することを提唱している<sup>3</sup>。注目したいのは、ショウが「国家の社会的関係」の究明を国家研究の第一に置いたこと、次にその上でその社会的関係の国家内部への反映としての「形式的制度的表現」に言及していることである。この国家と市民社会との関係の重要性について、近年多くの研究者が夫々に言及している。ジョン・キーンは次のように述べている。「二世紀以上のおおぎりの後、市民社会と国家という古い題目は、再びヨーロッパの政治学と社会理論の極めて重要なテーマになってきている」<sup>4</sup>。過去数十年における、市民社会と国家の区別についての一新された流行は、人をとまどわせる驚ろきを引き起している<sup>5</sup>。「近年この区別は知的討論のキイ・ワードになってきている」<sup>6</sup>。これは次の一連の問題を提起している。すなわち、国家(その軍事的、警察的、法律的、行政的、生産的および文化的諸機関)と市民社会(私的にコントロールないしボランティアに組織され調整された市場)との区別とは、一体正確には何を意味するのか、という<sup>7</sup>。

と。またデヴィッド・ヘルドは云う。「『国家』と『市民社会』との関係を再評価しようとする試みは、東西の思想家の多数の著作のみならず、さらに、東西のいづれにあってもこの試みを議題の中心要素として浮上させる社会運動の影響を受けている。この点は注目されるべきである」<sup>8</sup>。ケネス・ダイソンも「国家と多元主義」(Pluralism)との論点は、国家に関する戦後理論の中心テーマとなった<sup>9</sup>と記す、等々。

問題は、この重要な国家と市民社会の論点に我々はいかにアプローチすべきか、である。国家の研究には従前三つの方法があった。J. A. ホールとG. J. アイケンベリーはその著『国家』の中で、「自由主義、マルクス主義、現実主義という三つの伝統的理論は、国家を理解するにあたってもっとも重要な貢献をなしてきた」<sup>10</sup>と、自由主義的方法、マルクス主義的方法、現実主義的方法の三つを挙げている。確かにこれまでの理論は、大きくこの三つのいづれかに属させることが出来ると考えられる。研究者だけでなく、多くの人々も多かれ少なかれ、はつきり意識し自覚してはいないとしても、恐らくこの三つのうちのどれか一つを内包しているであろう。しかし更に、この三つを指摘しつつも、それを超える新しい国家理論(a new theory of the state)の重要性を提唱しているのが、R. アルフォードとR. フリードランドの著『理論の力』(Powers of Theory, 1985)である。これはその副題が、「資本主義・国家・民主主義」となっており、これらは次の三つのアプローチを示している。「資本主義」が「階級の見方」(the class perspective)つまりマルクス主義を、「国家」が「管理の見方」(the managerial perspec-

# 「国家と市民社会の現代理論」(1)

柴田 高好

## 「国家と市民社会の二重構造

### ——近代政治の原理的探求——」

#### 総目次

はじめに

第一章 国家と市民社会の原型理論

第一節 国家と市民社会の同義性

第二節 権力と自由

第三節 国家と市民社会の分離へ(第一七七号)

第二章 国家と市民社会の展開理論

第一節 ヘーゲル法哲学

第二節 マルクス政治学批判(第一七九号)

第三節 グラムシ政治学(第一八八号)

第三章 国家と市民社会の現代理論

序節 アプローチの方法

第一節 国家バイアスのアプローチ

第一項 国家の第一次性(国家の手段性と自己目的化 国家

の自立性とエリート支配および市民社会的自由の従属 現

実主義と古き共同体主義)

第二項 国家と暴力(国家・政府・軍 正当な暴力—マック

ス・ウェーバー 文民統制—サミュエル・ハンチントン)

(本号)

第三項 国家と民主主義

第二節 市民社会バイアスのアプローチ

第一項 市民社会の第一次性

第二項 市民主義

第三項 マルクス主義

第三節 国家と市民社会の弁証法的アプローチ

第一項 弁証法的アプローチの種々

第二項 折衷的アプローチ

第三項 国家と市民社会の二重構造

おわりに